

**独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び
大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）**

令和 7 年 6 月
文 部 科 学 省
高等教育局学生支援課

1. 令和 7 年度税制改正を踏まえた「扶養する子供」の範囲の変更

- 令和 7 年 3 月に成立した大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 17 号）の施行により令和 7 年 4 月から開始した多子世帯の学生等に対する授業料等無償化等は「扶養する子供」が 3 人以上である世帯の学生等を対象に支援を実施するものであるところ、本制度における「扶養する子供」は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 2 条第 3 項及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 1 条の 2 等の規定により、地方税法上の扶養親族である子等及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定めるものとしている。
- 一方、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点で税制改正の措置を講じる、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）において、19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の給与収入が 123 万円を超えた場合であっても、一定の給与収入までであれば、その親等が所得控除を受けられるようにする特定親族特別控除が創設され、令和 8 年度分以後の個人住民税から適用されることとなった。これにより、子等の給与収入が 160 万円までであれば、その親等は、特定扶養親族がいる者に対する特定扶養控除と同額の控除を受けられること等を踏まえ、標記改正案において多子世帯の学生等に対する授業料等無償化等における「扶養する子供」として特定親族特別控除の対象である特定親族のうち前年の給与所得の金額が 95 万円までの者（給与収入が 160 万円に相当する者）を加えることとする。
- また、上記を踏まえた所要の改正を行う。

2. 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

※多子世帯の学生等に対する授業料等無償化等における判定にはじめて反映される時期。

○文部科学省令第 号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項、第五条第二項及び第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

文部科学大臣 阿部 俊子

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二十三条の二 「略」

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 三 「略」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。イ 五万三千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) 選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族

等（令第八条の二第四項ただし書に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者）に限る。以下この条において同じ。）（当該生計維持者が、同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者（生計維持者として自己の扶養親族又は特定親族としていない生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいづれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいづれかの子である者を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上で

改正前

第二十三条の二 「同上」

2 選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 三 「同上」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。イ 五万三千三百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) 選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族

（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの子である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限り、その扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいづれかに該当するものを選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>五 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族等である者及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもの）の生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。</p> <p>四 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもの）の生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>一 〔略〕</p> <p>第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>算定）</p>	<p>3 4 ロ・ハ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>あるものに限る。）の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもの（生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。）</p>
	<p>2 〔同上〕</p> <p>五 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもの）の生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。</p> <p>四 選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族等である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族等である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもの）の生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>算定）</p>	<p>3 4 ロ・ハ 〔同上〕</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>三億円未満であること。</p>

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(子に類する者)
 第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族等（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項ただし書に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族又は特定親族（同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が九十五万円以下である者に限る。以下この条において同じ。）（当該生計維持者が同日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これらに準ずる者として適切と認められる者）である者をいい、その者を自己の扶養親族又は特定親族として生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）及び生計維持者のいづれかの尊属である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいづれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
 イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項

(子に類する者)
 第一条の二 法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいづれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。

第十条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、次のいづれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。
 イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の

の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「略」

四 「略」

3 7 「略」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「略」

二 「略」

2 6 「略」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ 「同上」

四 「同上」

3 7 「同上」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一 第一号授業料等減免対象者 次のイからハまでに掲げる判定

イ 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ 「同上」

二 「同上」

2 6 「同上」

（認定の効力の停止等）

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のい

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第二項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五 「略」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「略」

七 十 「略」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五 「略」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

- イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

れにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することのできる期間内に第九條第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二五 「同上」

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなかつた場合
- (2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となつた場合
- (3) 「同上」

七 十 「同上」

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一五 「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

- イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
- (1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>3 七 口 5 5 十 「略」 「略」</p> <p>(2) 持者の扶養親族等である子又は当該生計維持者に係る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のい ずれかに該当することとなつた場合 (3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族等である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数 の合計が三人以上となつた場合 「略」</p>
	<p>3 七 口 5 5 十 「同上」 「同上」</p> <p>(2) 持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係 る法第二條第三項の文部科学省令で定める者のい ずれかに該当することとなつた場合 (3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の 扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係 る法第二條第三項の文部科学省令で定める者の数 の合計が三人以上となつた場合 「同上」</p>

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。